

自立支援協議会

地域が動き出す仕組みづくり

01. 共に生きる

地域には
さまざまな人たちが暮らしています。
その地域の中には、障がいがある人も
ない人も暮らしています。
大切なのは、障がいのある・なしではなく、
誰もがその人らしい暮らしを送れるように
なることです。

バリアフリーになっ
ていない

相談できる人がいない

医療的ケア児やその
家族への支援が不足
している

発達障がいに対す
る理解がない

.....

.....

障がいの働く場所
がない



02. 自立支援協議会の役割

自立支援協議会(協議会)は障がいがある方のあたりまえの暮らしを支えるために、その支援の体制の整備を図る場です。

あたりまえの暮らしってなんだろう

障害者総合支援法

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

基本的人権を享有するかけがえのない
個人として尊重される社会

相互に人格と個性を尊重し合い
ながら共生する社会

障害の有無によって分け隔て
られることのない社会

身近な場所において必要な日常生活
又は社会生活を営むための支援を受
けられる社会

どこで誰と生活するかについての
選択の機会が確保されている社会

社会参加の機会が確保され
ている社会

地域社会において他の人々と共生
することを妨げられない社会



大切なのは あたりまえの暮らしってなんだろうと
問い続けること

03. 法的根拠

障害者総合支援法

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

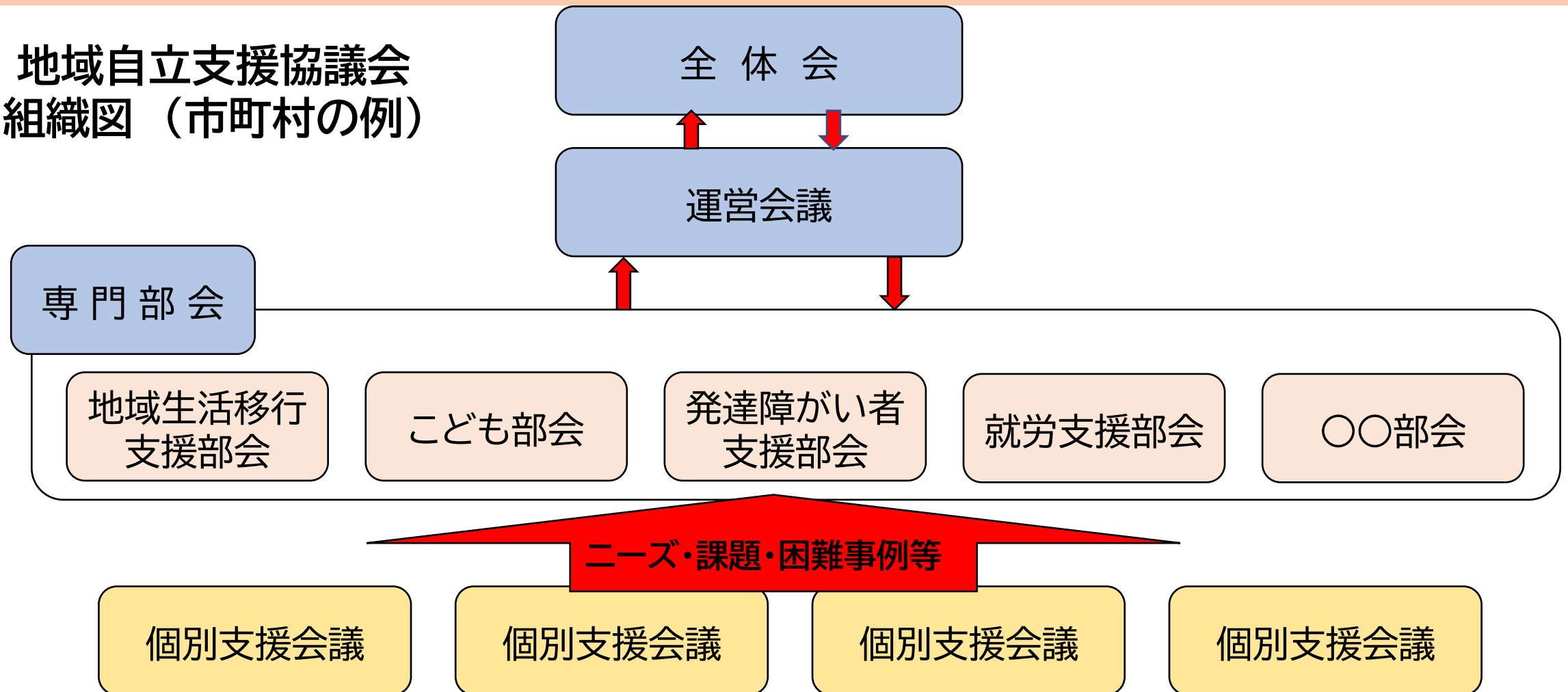
都道府県自立支援協議会

障害者総合支援法施行規則

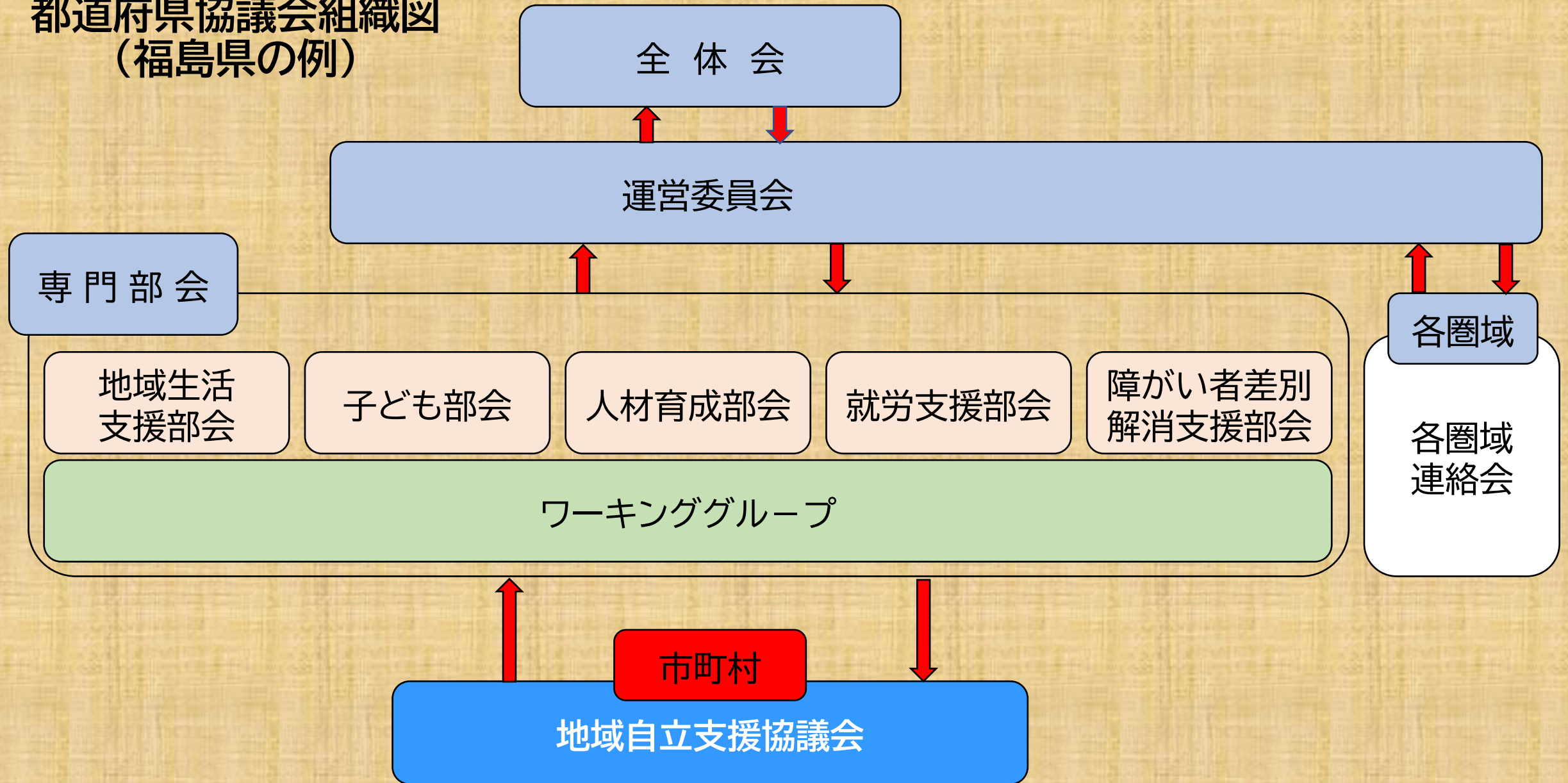
第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

04. 協議会 組織図

地域自立支援協議会
組織図（市町村の例）



都道府県協議会組織図 (福島県の例)



自立支援協議会の構成員

行政職員 基幹相談支援センター 相談支援専門員 福祉事業所の管理者
サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者 医療・保健関係者
障がいがある方 福祉サービス提供事業所 当事者団体の代表者
学識経験者 地域住民 ボランティア 有識者 教育関係者 ハローワーク
司法関係者 民生委員 商工会 職能団体 社会福祉協議会 社会福祉法人
NPO・NPO法人 不動産業者 介護事業者等 葬祭業者 民間の会社
牧師・住職等・・・

05. 自立支援協議会の6つの機能

情報機能

- ・ 困難事例への対応の在り方を情報共有
- ・ 地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例対応をはじめとする地域支援力向上のための役割分担と調整

開発機能

- ・ 地域アセスメント
- ・ 地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用



情報機能

①困難事例への対応の在り方を情報共有

情報を見える化する



②地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

情報の共有がネットワークになる



情報は専門家だけのものではない





調整機能

①地域の関係機関によるネットワーク構築

枠組みにとらわれない 

②困難事例対応をはじめとする地域支援力 向上のための役割分担と調整

抱え込まない みんなで支える 



開発機能

①地域アセスメント

知ることで見えてくる



POINT

②地域の社会資源の開発、改善

つくること かえること



POINT



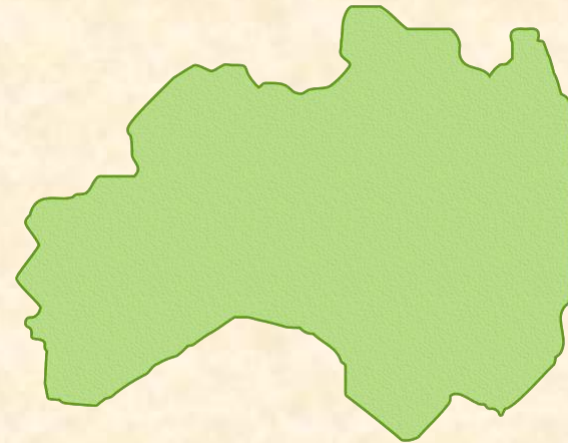
教育機能

①構成員の資質向上の場として活用

人を育てる



人をつくる



権利擁護
機能

①権利擁護に関する取り組みを展開する

障がいのある・なしではなく「人」

POINT

平等と公平

POINT

評価機能

①中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価

適切な事業運営の評価

POINT

②サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価

利用者の実態の評価

POINT

③市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

ミクロレベルからメゾレベル、マクロレベルの評価

POINT

マクロレベル

市町村・都道府県・国

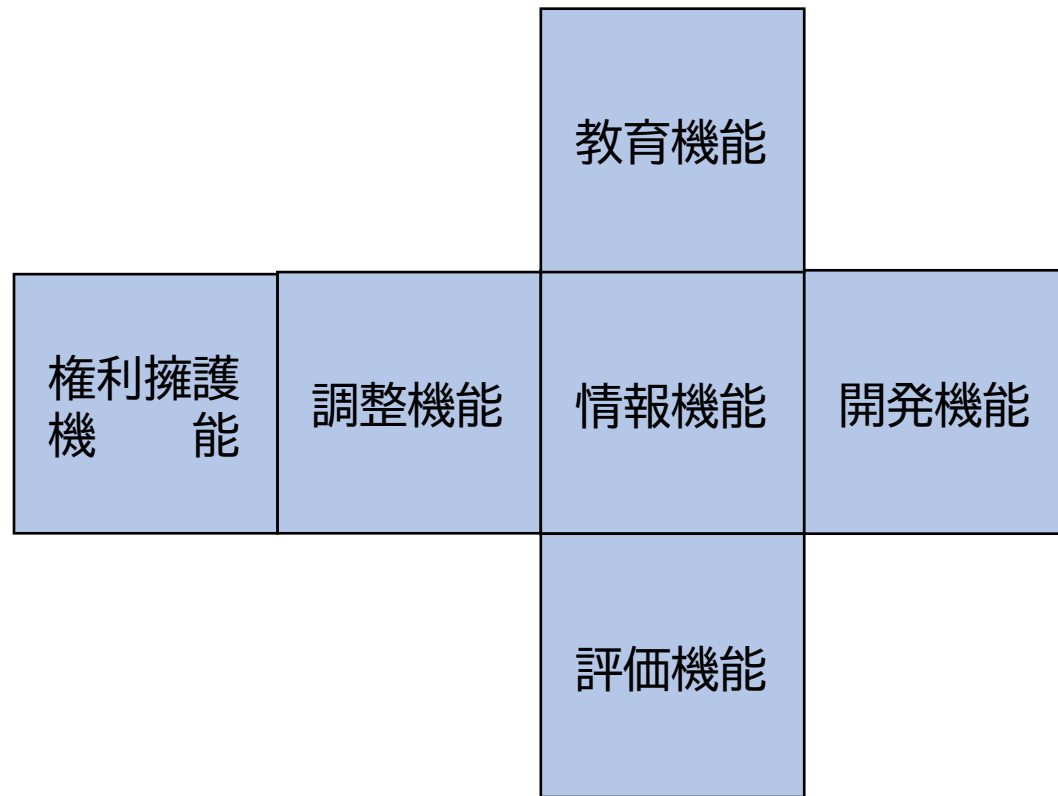
メゾレベル

組織・団体でのレベル

ミクロレベル

個々の相談支援
一人ひとりの課題

協議会6つの機能はバラバラに 独立したものではない



DV被害を受けている知的障がいのある女性

- 1 軽度の知的障がいがある女性が交際している男性にDVを受けていることが相談過程から判明した。
- 2 支援者が交流のある他機関の支援者にDV被害についての情報を求めたところ、地域内において似たようなケースが複数存在することが分かった。
- 3 支援者は事態を重く受け止め、地域自立支援協議会の専門部会である地域生活支援部会に相談。(※情報機能)
- 4 地域生活支援部会は、部会内で「地域における障がいのある方のDV被害の実態」について調査・検討することとした。
(※情報機能)(※権利擁護機能)

- 5 調査の結果、地域における実態は非常に深刻で早急に何らかの手を打つ必要があると判断された。部会内で調査・検討されたことは自立支援協議会の運営会議に報告され、運営会議では優先的解決課題として解決するべきだと判断し、全体会に報告することを決定。(※情報機能)
- 6 全体会では、地域生活支援部会及び運営会議の報告を受け、課題解決のために「①地域におけるシェルター機能を充実させること(※開発機能)」「②(DV被害者に対する)DVについての理解促進・啓発活動を推進すること(※権利擁護機能)」「③支援者に対するDVについての研修会を基幹相談支援センター主催で開催すること(※教育機能)」を市に提言。官民協働で進めることとなった。なお、支援者に対するDVについての研修会開催については、DVについての専門機関から講師を派遣してくれるよう依頼した。(※調整機能)

06. まとめ

自立支援協議会は、障がいのある方のあたりまえの暮らしを実現するために支援体制の整備を図ります。

自立支援協議会は、その地域が将来どうなってほしいのかをみんなで考えていく場です。

自立支援協議会は、官民協働の場です。

自立支援協議会は、さまざまな人に関わってもらうことで地域に密着したものとなります。

自立支援協議会は、利用者の皆さん、お子さん、ご家族、地域の皆さんと密接に関わっているサビ児管や相談支援専門員を必要としています。

一緒に考えましょう

そして一緒に地域を動かしましょう

参考

- ・財団法人日本障害者リハビリテーション協会 自立支援協議会の運営マニュアル
- ・財団法人日本障害者リハビリテーション協会 自立支援協議会のあり方を探る